

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における検体採取、健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて</p>
<p>第1 一般的事項</p>	<p>第1 一般的事項</p>
<p>第2から第6までの規定により都道府県知事、<u>保健所設置市長又は特別区長</u>（以下「都道府県知事等」という。）が行う勧告、命令、措置等については、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならないこと。</p>	<p>第2から第5までの規定により都道府県知事、<u>政令市市長又は特別区区長</u>（以下「都道府県知事等」という。）が行う勧告、措置等については、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならないこと。</p>
<p>第2 検体の採取に関する事項</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>1 基本的な考え方</u></p>	
<p><u>積極的疫学調査において検体又は感染症の病原体（以下「検体等」という。）の採取（提出を受けることを含む。以下同じ。）を行う必要がある場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第15条第3項に基づく検体等採取の求めにより実施する。その求めに対象者が応じない場合には、一類感染症、二類感染症、<u>新型インフルエンザ等感染症及び新感染症については、法第15条第3項第1号及び第3号に掲げる者については、法第16条の3及び第44条の7に基づき勧告を前置した上で措置を実施でき、また法第15条第3項第4号、第6号、第7号、第9号、第10号及び第12号に掲げる者については、法第26条の3及び第26条の4（法第50条第1項で準用する場合を含む。）に基づき命令を前置した上で措置を実施できることとしており、強制的に検体等を採取することができるものであること。</u></u></p>	
<p><u>患者等からの強制的な検体採取については、法第16条の3第1項ただし書きにもあるとおり、当該検体等の所持者がいる場合には、所持者に検体等の提出を命令し、所持者が当該命令に応じない場合には、当該検体等を収去することにより当該検体等入手するものであること。当該検体等の所持者から入手することができないと認められる場合に、採取の対象者に検体採取の勧告を行い、当該勧告に従わない場合に当該措置を行うこと。</u></p>	
<p><u>2 対象者への通知</u></p>	

改正案	現行
<p>都道府県知事等が検体等の採取の勧告、命令又は措置を行うに際しては、<u>都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の職員から対象者に対して、勧告、命令又は措置を行う理由、その期限、日時等感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「規則」という。）第10条又は第19条に規定する事項を通知するほか、命令及び措置に当たっては行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づく教示を行い、十分な説明を行うことが重要であること。</u></p> <p>3 検体採取の対象者</p> <p>検体採取の勧告又は措置の対象者は、<u>一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とすべきであること。なお、「感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」とは、感染症の患者と接触した者などのことであること。</u></p> <p>4 検体採取の勧告等を行う者</p> <p>検体等採取の求め、勧告、命令又は措置を行う者は、<u>対象者がいる場所を管轄する都道府県知事等であって、対象者の住所がいずれの都道府県等の管轄区域に属するかを問わないこと。積極的疫学調査において、管轄区域をまたぐ場合等にも、それぞれの都道府県知事等と連携の下、確実に実施すること。</u></p> <p>5 対象者への事後の通知</p> <p><u>感染症の症状が著しくあらわれている者について緊急に検体採取を行う必要がある場合等差し迫った必要がある場合には、検体等採取の勧告、命令又は措置を行う理由等規則第10条又は第19条に規定する事項を記載した書面を交付しないことは差し支えないこと。この場合においても、勧告、命令又は措置を行う際に、対象者に当該通知事項について口頭により説明するよう努めるとともに、勧告、命令又は措置の後相当の期間内に、当該通知事項を記載した書面を交付しなければならないこと。</u></p>	
第3 健康診断に関する事項	第2 健康診断に関する事項

改正案	現行
<p>1 基本的な考え方 都道府県知事等が健康診断（法第 17 条の規定による健康診断をいう。以下同じ。）の勧告又は措置を行うに際しては、都道府県等の職員から対象者に対して、勧告又は措置を行う理由、その期限、日時等規則第 10 条に規定する事項を通知するほか、<u>措置に当たっては行政不服審査法第 82 条に基づく</u>教示を行い、十分な説明を行うことが重要であること。</p> <p>2 健康診断の対象者 健康診断の勧告又は措置の対象者は、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、感染症の患者に濃厚に接触した者等科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者とすべきであること。 また、法第 15 条の規定による積極的疫学調査を行った場合には、その結果に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者に対して必要があると認められるときには、健康診断の<u>勧告又は措置</u>を行うこと。 なお、法第 17 条に基づく健康診断は、感染症にかかっているかどうかを把握するために行うものであって、感染症の患者等が退院した後の排菌の状況を管理するために行うものではないこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 対象者への事後の通知 感染症の症状が著しくあらわれている者について緊急に健康診断を行う必要がある場合等差し迫った必要がある場合には、健康診断の勧告又は措置を行う理由等規則第 10 条に規定する事項を記載した書面を交付しないことは差し支えないこと。この場合においても、勧告又は措置を行う際に、対象者に当該通知事項について口頭により説明するよう努めるとともに、勧告又は措置の後相当の期間内に、当該通知事項を記載した書面を交付しなければならないこと。</p> <p>5 健康診断後の対応 健康診断の結果、法に基づく入院の対象となる者が発見された場合には、速やかに第 5 に定める手続に移行すること。</p> <p>6 <u>法第 15 条の 3 に基づく検体採取と法第 17 条に基づく健康診断にかかる</u> <u>検体採取</u> <u>積極的疫学調査及び健康診断にかかる検体採取は、いずれも感染症のまん延防止を目的としたものであること。</u> <u>ただし、積極的疫学調査にかかる検体採取は、近年、病原体の遺伝子解析</u></p>	<p>1 基本的な考え方 都道府県知事等が健康診断（法第 17 条の規定による健康診断をいう。以下同じ。）の勧告又は措置を行うに際しては、<u>都道府県、政令市又は特別区（以下「都道府県等」という。）</u>の職員から対象者に対して、勧告又は措置を行う理由、その期限、日時等<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「規則」という。）</u>第 10 条に規定する事項を通知するほか、行政不服審査法第 57 条に基づく教示を行い、十分な説明を行うことが重要であること。</p> <p>2 健康診断の対象者 健康診断の勧告又は措置の対象者については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、感染症の患者に濃厚に接触した者等科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者とすべきであること。 また、法第 15 条の規定による積極的疫学調査を行った場合には、その結果に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者に対して必要があると認められるときには、健康診断の<u>措置又は勧告</u>を行うこと。 なお、法第 17 条に基づく健康診断は、感染症にかかっているかどうかを把握するために行うものであって、感染症の患者等が退院した後の排菌の状況を管理するために行うものではないこと。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 対象者への事後の通知 感染症の症状が著しくあらわれている者について緊急に健康診断を行う必要がある場合等差し迫った必要がある場合には、健康診断の勧告又は措置を行う理由等規則第 10 条に規定する事項を通知しないことは差し支えないこと。この場合においても、勧告又は措置を行う際に、対象者に当該通知事項について口頭により説明するよう努めるとともに、勧告又は措置の後相当の期間内に、当該通知事項を記載した書面を交付しなければならないこと。</p> <p>5 健康診断後の対応 健康診断の結果、法に基づく入院の対象となる者が発見された場合には、速やかに第 4 に定める手続に移行すること。 (新設)</p>

改正案	現行
<p>技術等が飛躍的に進歩した中で、特に、<u>一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症</u>といった国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症について、<u>検体等を確保し、精度の高い検査を実施することにより、感染症の発生状況を正確に把握・確認するとともに、感染症の特徴に応じた対策を迅速に講ずることを目的としており、法的に位置付けているものであること。</u></p> <p><u>一方、健康診断にかかる検体採取は、病原体保有者を把握し、入院措置や就業制限等へつなげることによる適切な医療の提供を目的として行われるものであること。</u></p> <p>第4 就業制限に関する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 就業制限対象職種 就業制限の対象となる職種は、以下のとおりとすること。</p> <p>(1) <u>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病及びラッサ熱</u>について、<u>飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び他者の身体に直接接触する業務</u></p> <p>(2) <u>結核</u>について、<u>接客業その他の多数の者に相対して接触する業務</u></p> <p>(3) <u>ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。以下単に「重症急性呼吸器症候群」という。)</u>、<u>新型インフルエンザ等感染症、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。)</u>、<u>痘そう、特定鳥インフルエンザ(法第6条第3項第6号に掲げるものをいう。以下同じ。)</u>及び<u>ペスト</u>について、<u>飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に相対して接触する業務</u></p> <p>(4) <u>その他の感染症</u>について、<u>飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務</u></p> <p>4 就業制限の期間 就業制限の期間は、以下のとおりとし、当該期間を経過しているかどうかの確認のため、法第18条第3項の規定による確認請求ができることの周知を図ること。</p> <p>(1) <u>結核、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ</u>について、<u>その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間</u></p>	<p>現行</p> <p>第3 就業制限に関する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 就業制限対象職種 就業制限の対象となる職種は、以下のとおりとすること。</p> <p>(1) <u>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱等のウイルス性出血熱</u>について、<u>飲食物の製造、販売、調整又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び他者の身体に直接接触する業務</u></p> <p>(2) <u>結核</u>について、<u>接客業その他の多数の者に相対して接触する業務</u></p> <p>(3) <u>ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。以下「重症急性呼吸器症候群」という。)</u>、<u>痘そう及びペスト</u>について、<u>飲食物の製造、販売、調整又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に相対して接触する業務</u></p> <p>(4) <u>その他の感染症</u>について、<u>飲食物の製造、販売、調整又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務</u></p> <p>4 就業制限の期間 就業制限の期間は、以下のとおりとし、当該期間を経過しているかどうかの確認のため、法第18条第3項の規定による確認請求ができることの周知を図ること。</p> <p>(1) <u>結核及び重症急性呼吸器症候群</u>について、<u>その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間</u></p>

改正案	現行
<p>(2) その他の感染症について、その病原体を保有しなくなるまでの期間 5～7（略）</p>	<p>(2) その他の感染症について、その病原体を保有しなくなるまでの期間 5～7（略）</p>
<p>第5 法第19条の規定による入院に関する事項</p> <p>1 基本的な考え方 都道府県知事等が入院の勧告を行うに際しては、都道府県等の職員から対象者に対して、入院の理由、法第22条第3項の規定による退院請求、審査請求に関する事等規則第13条に規定する事項を通知するほか、措置に当たっては行政不服審査法第82条に基づく教示を行う等、十分な説明を行い、対象者の理解を得るよう努めることが重要であること。 また、入院の勧告又は措置を行った都道府県知事等は、その旨を遅滞なく協議会に報告することにより、入院の勧告又は措置の適正な実施を確保することが重要であること。</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第19条第5項に規定する緊急その他やむを得ない理由があるときの対応 感染症指定医療機関への入院を必要とする感染症が大量に発生した場合や重篤な合併症を有する患者であること等の理由により感染症指定医療機関に入院させることが適当でない場合は、感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって、都道府県知事等が適当と認めるものへの入院の勧告又は措置を行っても差し支えないこと。</p> <p>4、5（略）</p> <p>6 退院 都道府県知事等は、入院の期間が満了した対象者に対して、第20条の規定による入院の勧告がなされない場合には、速やかに当該対象者を退院させること。 また、都道府県知事等は、入院の期間中においても、対象者が一類感染症若しくは<u>新型インフルエンザ等感染症</u>の病原体を保有していないこと又は二類感染症の病原体を保有していないこと若しくは当該感染症の症状が消失したことの確認がなされたときは、速やかに対象者を退院させること。入院の対象者又はその保護者が法第22条第3項の規定による退院請求を行った場合には、都道府県知事等は、前記の確認を速やかに行うこと。</p>	<p>第4 法第19条の規定による入院に関する事項</p> <p>1 基本的な考え方 都道府県知事等が入院の勧告を行うに際しては、都道府県等の職員から対象者に対して、入院の理由、法第22条第3項の規定による退院請求、審査請求に関する事等規則第13条に規定する事項を通知するほか、行政不服審査法第82条に基づく教示を行う等、十分な説明を行い、対象者の理解を得るよう努めることが重要であること。 また、入院の勧告又は措置を行った都道府県知事等は、その旨を遅滞なく協議会に報告することにより、入院の勧告又は措置の適正な実施を確保することが重要であること。</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第19条第5項に規定する緊急その他やむを得ない理由があるときの対応 感染症指定医療機関への入院を必要とする感染症が大量に発生した場合や重篤な合併症を有する患者であること等の理由により感染症指定医療機関に入院させることが適当でない場合については、感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって、都道府県知事等が適当と認めるものへの入院の勧告又は措置を行っても差し支えないこと。</p> <p>4、5（略）</p> <p>6 退院 都道府県知事等は、入院の期間が満了した対象者に対して、第20条の規定による入院の勧告がなされない場合には、速やかに当該対象者を退院させること。 また、都道府県知事等は、入院の期間中においても、対象者が一類感染症の病原体を保有していないこと又は二類感染症の病原体を保有していないこと若しくは当該感染症の症状が消失したことの確認がなされたときは、速やかに対象者を退院させること。入院の対象者又はその保護者が法第22条第3項の規定による退院請求を行った場合には、都道府県知事等は、前記の確認を速やかに行うこと。</p>
<p>第6 法第20条の規定による入院に関する事項</p> <p>1 基本的な考え方</p>	<p>第5 法第20条の規定による入院に関する事項</p> <p>1 基本的な考え方</p>

改正案	現行
<p>都道府県知事等が入院の勧告を行うに際しては、都道府県等の職員から対象者に対して、入院の理由、法第 22 条第 3 項の規定による退院請求、審査請求に関する事等規則第 13 条に規定する事項を通知するほか、措置に当たっては行政不服審査法第 82 条に基づく教示を行う等、十分な説明を行い、対象者の理解を得るよう努めることが重要であること。</p> <p>また、入院の勧告を行うに際しては、都道府県等の職員から対象者に対して意見を述べる機会を与えることにより、入院の勧告の適正な実施を確保することが重要であること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 その他</p> <p>第 20 条の規定による入院に関する緊急時の対応、退院については、第 5 に準ずるものとする。</p> <p>第 7 その他</p> <p>第 2 から第 6 までの規定により都道府県知事等が行う勧告、命令、措置等の事務については、当該事務の処理の迅速化を図る観点から、保健所長に権限を委任し又は代決させることは差し支えないこと。</p>	<p>都道府県知事等が入院の勧告を行うに際しては、都道府県等の職員から対象者に対して、入院の理由、法第 22 条第 3 項の規定による退院請求、審査請求に関する事等規則第 13 条に規定する事項を通知するほか、行政不服審査法第 57 条に基づく教示を行う等、十分な説明を行い、対象者の理解を得るよう努めることが重要であること。</p> <p>また、入院の勧告を行うに際しては、都道府県等の職員から対象者に対して意見を述べる機会を与えることにより、入院の勧告の適正な実施を確保することが重要であること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 その他</p> <p>第 20 条の規定による入院に関する緊急時の対応、退院については、第 4 に準ずるものとする。</p> <p>第 6 その他</p> <p>第 2 から第 5 までの規定により都道府県知事等が行う勧告、措置等の事務については、当該事務の処理の迅速化を図る観点から、保健所長に権限を委任し又は代決させることは差し支えないこと。</p>